

大学入試・大学広報に関する調査分析及び県立大学の広報戦略策定

業務委託 仕様書

1 業務名称

大学入試・大学広報に関する調査分析及び県立大学の広報戦略策定業務委託

2 目的

佐賀県立大学（仮称）については、令和11年4月の開学に向け、入試やカリキュラムの検討等の開学準備を進めているところ。

開学後の安定した大学経営のためにも、効果的な学生募集広報を行い、開学初年度から定員を充足させることが重要である。また、初年度の受験倍率や定員充足状況は、次年度以降の受験生の志望にも大きく影響する。一方で、開学前の段階において、発信できる情報や方法も限られるため、戦略的かつ効果的に広報を行うことが大変重要である。

以上のことから、近年の高校生等の大学進学・志望動向や、大学広報の好事例の調査・分析を行いながら適切にターゲットを設定し、最新の動向やトレンドに基づいた、効果的な学生募集広報を行うための計画立案を行うことを本業務の目的とする。

3 業務内容

下記業務にあたっては、高校生の大学志望動向（模試等のアセスメント）や高校の進路指導状況を加味した上で、佐賀県立大学に適切なターゲットの調査・分析し、広報計画を立案すること。

（1）佐賀県立大学開学までの広報計画立案

佐賀県立大学の開学に向けた効果的な学生募集広報の計画を立案し、レポートを作成する。レポートに盛り込む内容は以下を想定しているが、詳細については県と協議のうえ決定すること。

- ・ターゲット設定（志願者、保護者、高校教員 等）
- ・開学までの全体計画（概要）
- ・令和8～10年までの各年度の年間計画
- ・ターゲット、エリア別の広報（手段、媒体、時期、内容）
- ・佐賀県立大学特有の広報施策の提案 ※新設の大学、学びの方針等をふまえた提案
- ・その他、県が求める内容

※どの時期に、どのターゲットに向けて、こういった情報を伝えるべきかを示し、そのための効果的な方法例を示すこと

（2）（1）を裏付ける調査・分析

次にあげるもののレポート作成を想定するが、県と協議の上決定する。

- ・大学志願者が志望校を決定する時期、動機

- ・大学志願者の進学先候補の情報取得方法
- ・高校等の進学指導時期
- ・その他、広報計画立案に有用なデータ

(3) 大学広報の好事例収集及び分析

公立大学をはじめとした大学の学生募集広報の好事例を収集し、近年の学生募集広報のトレンドを分析し、レポートを作成する。

(4) 大学進学志望者の志望動向等の調査・分析

大学設置認可申請における競合校設定の参考とするため、全国模試等による調査結果等に基づき、直近2年分の以下のデータを調査及び分析し、レポートを作成する。

- ・九州、山口エリアの国公立大学の状況（志望状況、合格状況、学問系統別状況、併願状況（私立含む）等）

※大学の選定にあたっては県と協議のうえ決定すること。

- ・その他、県が求めるデータ

(5) 打合せ協議

業務遂行のため、必要に応じて打合せ及び協議を行う。

※方法はオンラインも可。

4 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の遂行状況については随時報告を行うものとする。

(3) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

5 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

6 成果物

受託者は、次に掲げる成果物を業務委託期間中に納めるものとする。

(1) 業務完了報告書

(2) 「3 業務内容」の(1)から(3)で作成したレポート

7 代金の支払方法

完了払

8 留意事項

- (1) 本業務において、執行にあたり必要となる著作権や肖像権等の権利処理は、受託者が関係団体と協議のうえ、適切に対応すること。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものとする。
- (3) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などを第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面による県の承諾を得ること。
- (4) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (5) 本業務を実施する上で、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と受託者が十分に協議し、対応するものとする。